

2025年7月11日

各 位

上田日本無線株式会社

電波法に基づく総務省 信越総合通信局からの行政処分について

上田日本無線株式会社は、過去に実施した無線局登録点検業務の手続き不備等について、総務省 信越総合通信局による立入検査を受検し、2025年7月11日、電波法第24条の10に基づき、総務省 信越総合通信局から無線設備等の登録検査等事業者の登録の取消し処分を受けたことをお知らせします。

当社は本件を重く受け止め、関係者の皆様に多大なご心配をお掛けすることを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、事業推進にあたり、全社的チェック体制の強化を含めた業務実施方法の明確化と遵守、社員教育の再徹底等、再発防止策を講じ、今後、同様の事案を二度と発生させないように、お客様の信頼回復に努めてまいります。

1. 電波法違反の概要

(1) 電波法第24条の10第4号 登録に係る点検の結果を偽って通知したこと

2. 行政処分の内容

(1) 電波法第24条の10の規定に基づく、登録検査等事業者の登録の取消

【本件に関するお問い合わせ先】

上田日本無線株式会社 事業支援本部

TEL：0268-26-2231

FAX：0268-26-2070

URL：<https://www.ujrc.co.jp>